

**記載例**

**特定地方公共団体無料職業紹介事業報告書**

- 1 地方公共団体名 21 -地-
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 活動状況（国内）

「4 活動状況（国内）」、「6 収入状況（国内・国外）」の「取扱業務等の区分」は、a家政婦（夫）、bマネキン、c調理師、d芸能家、e配せん人、fモデル、g医師、h保育士、i特定技能の在留資格に係る職業紹介については、職業分類番号によらず区分して記入する。

項目	① 求 人 数	② 求 職		③ 就 職			
		有効求人人数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日 雇 就 職 延 数
				無期雇用	それ以外		
施策名	人	人	件	件	人	人	
取扱業務等の区分	人	人	件	件	人	人	
	人	人	件	件	人	人	
	人	人	件	件	人	人	
	人	人	件	件	人	人	
計	0 人	0 人	0 件	0 件	0 人	0 人	

職業分類番号を必ず記載

「延数」＝雇用期間（実働日数ではなく）×人数  
 (例)雇用期間4月1日～5月31日、求人2人の場合は、  
 61×2=122人日と記載（雇用期間が1か月未満の

(新規) 報告対象期間中に申込まれた求職の

求職者の希望業務(区分)が複数ある場合、求職者が希望する最も優先順位が業務欄1つに計上

項目	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
	離 職	不 明
施策名	人	人
取扱業務等の区分	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	0 人	0 人

令和6年度に提出する報告書は「旧の職業分類で記載」してください

(無期雇用就職者の離職状況)  
 期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職後6か月以内に離職（解雇を除く）した者の数を記載  
 なお、離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載  
 離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6か月後の状況について確認してから報告するため、報告は1年遅れとなる。  
 報告期間は「報告書を提出する年の前々年4月1日から前3月31日

4 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
		有効求人人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
施策名		人	人	人	件	件	件
取扱業務等の区分		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		0 人	0 人	0 人	0 件	0 件	0 件

4 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目	相手国	⑧ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
		離 職	不 明
施策名		人	人
取扱業務等の区分		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		0 人	0 人

5 職業紹介の業務に従事する者の数

2 人

〇〇年 4月 26日

## 参考様式第4号（裏面）

### 記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。ただし、3の④欄及び4の⑧欄については、当該欄に係る実績を把握している場合に、前々年の4月1日から前年の3月末日までの実績を記載すること。
- 3 1には、地方公共団体名を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
  - (1) 3①の「求人数」及び3③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては「無期雇用」、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
  - (2) 3①の「有効求人数」及び3②の「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
  - (3) 3②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあつた件数を記載すること。
  - (4) 3④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
  - (5) 3欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
  - (1) 4⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
  - (2) 4⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職数を記載すること。
  - (3) 4⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあつた件数を記載すること。
  - (4) 4⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、4⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該地方公共団体に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑨欄には、氏名（地方公共団体の名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。